

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)の概要

平成 28 年 3 月に土壤汚染対策法施行令等が改正され、土壤汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質にクロロエチレンが追加されるとともに、クロロエチレンによる土壤汚染に関する調査方法等が規定された。

これを踏まえ、香川県生活環境の保全に関する条例第 44 条に規定する特定有害物質にクロロエチレンを追加するとともに、クロロエチレンによる土壤汚染に関する調査方法等を規定するため、当該条例施行規則の一部を次のとおり改正する。

1 特定有害物質の追加

条例施行規則第 31 条に定める特定有害物質にクロロエチレンを追加する。

2 調査・措置の設定

クロロエチレンは、土壤汚染対策法の取り扱いと同様に、その物性から第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)として取り扱う。

2-1 土壤等の調査方法

クロロエチレンによる土壤汚染等の調査は、他の第一種特定有害物質と同じ方法で行う。

2-2 土壤等の基準

クロロエチレンの土壤溶出量基準等は次表のとおりとし、その測定方法は土壤汚染対策法と同様とする。

各種基準	基準値
土壤溶出量基準	0.002mg/L以下
(第二溶出量基準)	(0.02 mg/L以下)
土壤含有量基準	未設定
地下水基準	0.002mg/L以下
土壤ガス調査における定量下限値	0.1volppm

2-3 土壤の汚染の拡大の防止措置

クロロエチレンによる土壤汚染の拡大の防止措置は次表のとおりとする。

地下水汚染の有無	措置	基準適合 ^(注1)	基準不適合 ^(注1)
無	地下水の水質の測定	○	○
有	原位置封じ込め	○	○ ^(注2)
	遮水工封じ込め	○	○ ^(注2)
	地下水汚染の拡大の防止	○	○
	土壤汚染の除去	○	○
	遮断工封じ込め	×	×
	不溶化	×	×

(注1)「基準適合」「基準不適合」は、第二溶出量基準に適合するかどうかを意味する。

(注2)汚染土壤の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うことが必要。

【参考】

1 クロロエチレンに関する情報

名称(別名)	塩化ビニルモノマー、塩化ビニル、クロロエテン
元素/分子式	C ₂ H ₃ Cl
毒性評価	国際がん研究機関(IARC)は塩化ビニルモノマーをグループ1(人に対して発がん性がある)に分類。これらの発がん性に関する疫学調査の結果などに基づいて、有害大気汚染物質の指針値が設定されている。また、ラットに塩化ビニルモノマーを149～150週間、餌に混ぜて与えた実験では、肝細胞の変性や死亡率の増加などが認められ、この実験結果から求められる経口摂取のNOAEL(無毒性量)は、0.13 mg/kg 体重/日。このラットの毒性評価結果に基づいて、水道水質要検討項目の目標値が設定。
物理的性状	外観:特徴的な臭気のある無色の気体 融点:-153.8℃ 沸点:-13.37℃
主な用途	ポリ塩化ビニル、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体、塩化ビニリデン-塩化ビニル共重合体の合成原料

(出所) 土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用
に関し必要な事項について(第2次答申) 平成27年12月中央環境審議会土壌農薬部会

2 香川県内におけるクロロエチレンの使用状況

平成26年度のPRTRデータによれば、香川県内でクロロエチレンの排出等を行っている事業場はない。

3 特定有害物質取扱事業場に係る規制

特定有害物質の製造、使用又は処理を行う工場又は事業場の設置者は、特定有害物質の製造等に伴って土壌や地下水を汚染することないように遵守すべき基準等が条例に定められている。施設の構造基準の遵守、特定有害物質の取扱量の記録など維持管理に関する義務が課されるとともに、汚染の発生時等や汚染のおそれのある場合の調査や措置の実施が義務付けられる。